

2011年 8月 4日

平成22年（ネ）第805号 ボランティア基金返還請求等控訴事件
大阪高等裁判所 第11民事部口係 御中

意見陳述書

控訴人
住所

印

1 私は広島ドッグぱーク事件以前は、街頭や店頭などで行われている募金箱に少ない金額ですが率先して募金をしてきました。困っている人を助けたい、自分にできることをみんなが少しずつおこなえば、きっと今より良い世の中になるだろうと思っていたからです。

でもひろしまDPの事件以降は募金をすることができなくなってしまった自分があります。なにもかも、募金集めというと全て疑いの目で見えてしまうようになってしまったのです。実際多くの動物愛護団体が、あれからエンジェルズと『同じ穴のむじなではないか』と疑いの目を向けられ、寄付金が減ったと言います。

2 1審の判決では、『たった数パーセントでも目的に使える、残った1億以上のお金を個人の資産にしてもいい』という驚きものでした。

和解案で私達控訴人は、被控訴人へきちんとした会計報告をしてほしいと提案しましたが、残念ながら被控訴人は前向きな姿勢もなく、不成立に終わってしまいました。

自らの潔白を証明できるチャンスだったのに、被控訴人はなぜ和解を拒んだのでしょうか。被控訴人は、資料をすべて取っていると主張していたので、やましいことがなければ簡単に説明ができるはずなのに。疑惑の念はますます強まるばかりです。

3 今、日本は、3月11日の東日本大震災という未曾有の大災害と、原発事故で苦しんでいる人々がたくさんおられ、切実なる支援と救済を待っています。

先日街頭で震災の募金活動をして、募金箱から120円のジュースを1本買った男が詐欺で逮捕されたという残念なニュースが伝えられていました。それほど世間の支援金、義捐金に対する目は厳しくなっているのです。たった120円でも犯罪なのに、一方で1億を超えるお金を目的外に使っても問題がないのは理解しがたいことです。

4 この裁判は単なる返還訴訟というだけではなく、日本における清浄なる募金活動や、ボランティア精神、並びに活動の指針を左右する大事な裁判だと思えます。

このような時代だからこそ、未来への指針へとなるためにも、今こそ今後の礎となる、公明正大なる判決を心から願います。